

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	(私学文書課)	一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	四
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	四
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	四
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	五
○道路の供用開始	(道路課)	五
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	五
○開発行為に関する工事の完了(二件) 教育委員会	(建築宅地課)	五
○職員の懲戒処分		六

規 則

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則(昭和五十三年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和二十六年政令第二百二十七号)第二条」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二十八条第一項」に、「日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)」を「日本標準産業分類(平成二十一年総務省告示第七十五号)」に改め、同条第一項第四号を次のように改める。

四 自己の名義をもつて他人に行わせるもの

別表第十三号中「宿泊業、飲食サービス業」の下に、「専門料理店のうち料亭、酒場、ピヤホル及びバー、キャバレー、ナイトクラブを除く。」を加える。

様式第三十三号及び様式第三十七号中「第5号」を「第4号」に改める。

様式第三十八号及び様式第三十九号中「第5号(第8号)」を「第4号(第7号)」に、「回溜池第5号」を「回溜池第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の私立学校法等施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の私立学校法等施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 LEAP
 一 代表者の氏名 堀切 拓
 二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区南小泉四丁目十二番二十八号 小沢荘一〇一
 三 定款に記載された目的 この法人は、スポーツを行う機会の少ない幼稚園児、小学生に対してスポーツの楽しさを教え、健やかな成長を支援する事業を行い、平和で健全な地域社会の構築に寄与することを目的とする。
 四 申請のあった年月日 平成二十一年十月二十日
 ○宮城県告示第十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。
 平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七五二〇三〇三一	事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーション青葉の家 仙台市青葉区八幡四丁目七番六号グリーンリフ八幡一―二二号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人青葉福祉会	指定年月日 平成二十一年十月十五日
-------------------------	---	---------------------------	----------------------

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七五三〇一五八六	事業所の名称及び所在地 ツクイ若林七郷 仙台市若林区伊在字白山前三番一号	事業者の名称又は氏名 株式会社ツクイ	指定年月日 平成二十一年十月一日
-------------------------	--	-----------------------	---------------------

三 通所介護

介護保険事業所番号 ○四七二二〇〇九六四	事業所の名称及び所在地 大柳デイサービス 登米市中田町上沼字大柳七番四	事業者の名称又は氏名 合同会社サーパス	指定年月日 平成二十一年十月一日
○四七二二〇〇九七一	デイサービス敬愛 柴田郡大河原町西桜町十三番地八	有限会社ケイ	平成二十一年十月一日

四 特定施設入居者生活介護

○四七二八〇〇六三〇	希望館デイサービスアミー ゴ 加美郡加美町下野目久保中二十三番一	希望館ポコ・ア・ポコ有 限会社	平成二十一年十月一日
○四七五二〇二二九八	株式会社はな 仙台市宮城野区福田町二丁目一番六号	株式会社はな	平成二十一年十月一日
○四七五四〇二二三七	デイサービスセンターにこ トピア向山の家 仙台市太白区八木山緑町四番地の二十四	社会福祉法人みやぎ会	平成二十一年十月一日
○四七一五〇一七〇〇	デイサービスえがお 大崎市古川字上古川三百三十の―	合同会社えがお	平成二十一年十月十五日
○四七一五〇一七一一八	第二桜日和 大崎市古川新田字大西一番七十二	ブロンプター甲斐有限会 社	平成二十一年十月十五日
○四七五二〇三〇二四	ウエルデイサービスセン ター上杉 仙台市青葉区上杉三丁目八番三三	株式会社ウエル	平成二十一年十月十五日

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七五三〇一五九四	事業所の名称及び所在地 ニチイのきらめき仙台若林 仙台市若林区荒井字五ノ頭 四十五番地の五	事業者の名称又は氏名 株式会社ニチイ学館	指定年月日 平成二十一年十月一日
○四七五五〇二二三四	ニチイのきらめき仙台松森 仙台市泉区松森字台九十五番地の―	株式会社ニチイ学館	平成二十一年十月一日

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七二二〇〇九六三	事業所の名称及び所在地 レンタルサービス南桜 柴田郡大河原町南桜町四番地―	事業者の名称又は氏名 有限会社ケイ	指定年月日 平成二十一年十月一日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日

〇四七二二〇〇九六三	レンタールサービス南桜 柴田郡大河原町南桜町四番 地二	有限会社ケイ	平成二十一年 十月一日
------------	-----------------------------------	--------	----------------

〇宮城県告示第十二号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
 平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七五二〇三〇三二	ヘルパーステーション青葉の家 仙台市青葉区八幡四丁目七 番六号グリーンリーフ八幡 一―二二号	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人青葉福祉会	指定年月日 平成二十一年 十月十五日
------------	---	---------------------------	--------------------------

二 介護予防訪問入浴介護

〇四七五三〇一五八六	ツクイ若林七郷 仙台市若林区伊在字白山前 三番一号	事業者の名称又は氏名 株式会社ツクイ	指定年月日 平成二十一年 十月一日
------------	---------------------------------	-----------------------	-------------------------

三 介護予防通所介護

〇四七二二〇〇九六四	大柳デイサービス 登米市中田町上沼字大柳七 番四	事業者の名称又は氏名 合同会社サーパス	指定年月日 平成二十一年 十月一日
〇四七二二〇〇九七一	デイサービス敬愛 柴田郡大河原町西桜町十三 番地八	有限会社ケイ	平成二十一年 十月一日
〇四七二一八〇〇六三〇	希望館デイサービスアミー ゴ 加美郡加美町下野目下久保 中二十三番一	希望館ポコ・ア・ポコ有 限会社	平成二十一年 十月一日
〇四七五二〇二一九八	株式会社はな 仙台市宮城野区福田町二丁	株式会社はな	平成二十一年 十月一日

目一番六号

〇四七五四〇二二三七	デイサービスセンターにこ トピア向山の家 仙台市太白区八木山緑町四 番地の二十四	社会福祉法人みやぎ会	平成二十一年 十月一日
〇四七一五〇一七〇〇	デイサービスえが 大崎市古川字上古川三百三 十の一	合同会社えが	平成二十一年 十月十五日
〇四七一五〇一七二八	第二桜日和 大崎市古川新田字大西一番 七十二	プロンプター甲斐有限会 社	平成二十一年 十月十五日
〇四七五二〇三〇二四	ウエルデイサービスセン ター上杉 仙台市青葉区上杉三丁目八 番三号	株式会社ウエル	平成二十一年 十月十五日
〇四七五三〇一六〇二	こもれびの里荒町 仙台市若林区荒町七十五番 地一	株式会社寛	平成二十一年 十月十五日

四 介護予防特定施設入居者生活介護

〇四七五三〇一五九四	二チイのきらめき仙台若林 仙台市若林区荒井字丑ノ頭 四十五番地の五	事業者の名称又は氏名 株式会社二チイ学館	指定年月日 平成二十一年 十月一日
〇四七五五〇二二三四	二チイのきらめき仙台松森 仙台市泉区松森字台九十五 番地の一	株式会社二チイ学館	平成二十一年 十月一日

五 介護予防福祉用具貸与

〇四七二二〇〇九六三	レンタールサービス南桜 柴田郡大河原町南桜町四番 地二	事業者の名称又は氏名 有限会社ケイ	指定年月日 平成二十一年 十月一日
------------	-----------------------------------	----------------------	-------------------------

六 特定介護予防福祉用具販売

〇四七二二〇〇九六三	レンタールサービス南桜 柴田郡大河原町南桜町四番 地二	事業者の名称又は氏名 有限会社ケイ	指定年月日 平成二十一年 十月一日
------------	-----------------------------------	----------------------	-------------------------

○宮城県告示第千十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
○四七五二〇二九一九	特定非営利活動法人ドリイム・ゲートサポートクラブ 未来 仙台市青葉区旭ヶ丘四丁目十四番一号 コイブサンマールA一〇六号室	特定非営利活動法人ドリイム・ゲート	平成二十一年十月一日

○宮城県告示第千十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七五二〇一七〇五	ニチイケアセンター川平 仙台市青葉区川平三丁目二十六番八号	株式会社ニチイ学館	平成二十一年十月三十一日
○四七五二〇〇一七六	ニチイケアセンター原町 仙台市宮城野区原町三丁目七番十四号 ニューアルタワー宮城野四階	株式会社ニチイ学館	平成二十一年十月三十一日
○四七五三〇〇〇一八	総合福祉ツクイ若林 仙台市若林区河原町二丁目四番二号 アルファ河原町一階	株式会社ツクイ	平成二十一年十月三十一日
○四七五四〇一一二	ニチイケアセンターかぎと 仙台市太白区鉤取本町一丁目一番五号	株式会社ニチイ学館	平成二十一年十月三十一日

○宮城県告示第千十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県 第二加入区	平成十九年宮 城県告示第九 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 に基くる加入 区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の北上 十三浜支所 の地区	平成二十一年 十月二十九日	石巻市北上町十三浜字 大指二十一 佐藤博 石巻市北上町十三浜字 大指二十三 西條武	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するほたて養 殖業	二十八人

○宮城県告示第千十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
富地区
 - 二 処分の年月日
平成二十一年十一月十一日
- 宮城県告示第千十七号
- 森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
- 平成二十一年十一月二十日
- 一 解除に係る保安林の所在場所
石巻市湊字町裏山三の二
 - 二 保安林として指定された目的
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

落石の危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第千十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査書を平成二十一年十一月二十日から平成二十一年十二月四日まで縦覧に供する。
平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 加入区	縦覧場所
漁船損害等補償法第百十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	加入区 宮城県漁業協同組合	宮城県漁業協同組合 牡鹿郡女川町女川浜 字大原五百十番地 宮城県漁業協同組合 女川町支所
発起人の住所及び氏名 加入区	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜四十五番地の二 阿部 彰喜 牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜二番地 鈴木 正悦	宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四百五十七号	黒川郡大衡村大衡字石名坂前六番一地从先から同郡同村大衡字西ノ谷二番一地从先まで	平成二十一年十一月二十日

○宮城県告示第千二十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示
県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程(昭和三十九年宮城県告示第百九十四号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表株式会社山形銀行の項中

仙台支店	仙台市青葉区一番町三丁目一番八号	県庁支店
仙台支店	仙台市宮城野区幸町五丁目十番一号	県庁支店
店出張所	仙台市若林区志波町十八番十九号	県庁支店
宮城野支店	仙台市若林区志波町十八番十九号	県庁支店
仙台支店	仙台市青葉区一番町三丁目一番八号	県庁支店
宮城野支店	仙台市若林区志波町十八番十九号	県庁支店

を
に改める。

附則

この告示は、平成二十一年十一月二十一日から施行する。

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
名取市手倉田字山二百四十三番百四十七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
名取市手倉田字八幡十九番地の五 ジャンテ
イービレッジ式番館百一号
高橋 誠、高橋麻希子

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

<p>区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 平成二十一年十一月二十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>伊具郡丸森町字町東二十七番三、三十番一の一 部及び三十一番一並びに同字鳥屋三十六番一、三 十六番二、三十七番一、三十七番二、三十八番 三十九番、百九十二番及び百九十三番 福島県相馬市塚ノ町二丁目三番地一 有限会社鉾建仏光堂</p> <p>教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第二十九号 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十六号)におい てその例によることとされる職員に懲戒に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十二号)第三條 第二項の規定により、職員の懲戒処分について、次のとおり公示する。 平成二十一年十一月二十日</p> <p>宮 城 県 教 育 委 員 会</p> <p>一 被処分者 宮城県東松島市立鳴瀬第一中学校教諭 森 昌廣</p> <p>二 処分内容 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九條第一項第一号及び第二号並びに県 費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第三十六号)の規定に より懲戒処分として免職する。ただし、平成二十一年十一月五日付けでこの処分の効力が生ずるも のとする。</p> <p>三 処分事由 平成二十一年九月十六日以降の無断欠勤</p> <p>四 教示 1 この処分について不服があるときは、平成二十一年十二月五日から起算して六十日以内に宮城 県人事委員会に対して不服申立てをすることができる。 2 この処分について不服があるときは、この処分についての不服申立ての裁決を経た後に、不服 申立ての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台</p>	<p>地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場 合には、不服申立ての裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起すること ができる。</p> <p>(一) 不服申立てをした日から三か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(二) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があると き。</p> <p>(三) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--	--